

## ○玉名市マスコット「タマにゃん」の使用に関する規則

平成24年9月28日

規則第31号

(目的)

第1条 この規則は、玉名市マスコット「タマにゃん」(以下「タマにゃん」という。)の使用について必要な事項を定めることにより、本市のイメージを高め、市内外で展開される意欲的な地域づくりを支援することを目的とする。

(タマにゃんの図柄)

第2条 タマにゃんの図柄は、別図のとおりとする。

(タマにゃんに関する権利)

第3条 タマにゃんに関する一切の権利は、玉名市(以下「市」という。)に属する。

(使用の申請)

第4条 タマにゃんを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ市長に対して、玉名市マスコット「タマにゃん」使用申請書(様式第1号、様式第1号の2又は様式第1号の3)に次の書類を添えて提出し、市長の承諾を得なければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 会社概要その他申請者の事業内容が分かる資料
- (2) 完成見本その他タマにゃんの使用状況が分かる物
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(使用の承諾)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その適否を決定し、タマにゃんの使用を承諾したときは、玉名市マスコット「タマにゃん」使用承諾書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長が必要があると認めるときは、タマにゃんの使用方法等について条件を付することができる。

(使用承諾の制限)

第6条 市長は、第4条の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、タマにゃんの使用を承諾しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められるとき。
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められるとき。
- (3) 第三者の利益を害するものと認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に掲げる営業を行う者が使用するとき。

- (6) タマにゃんの使用によって第三者に誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (7) タマにゃんのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (8) 立体物による使用で、かつ、その表現がタマにゃんの立体物と認められないとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、タマにゃんの使用が適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定によりタマにゃんの使用を承諾しないときは、玉名市マスコット「タマにゃん」使用不承諾通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用料）

第7条 タマにゃんの使用料については、無料とする。

（地位の承継）

第8条 第5条の規定によりタマにゃんの使用の承諾を得た者（以下「使用者」という。）の相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた当該使用の承諾に基づく地位を承継することができる。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第5条の規定による使用の承諾の内容のみに使用すること。
- (2) 承諾に基づき製作する物品、商品等が完成したときは、完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が著しく困難なものについては、写真その他の方法をもって代えることができる。
- (3) 承諾を得たタマにゃんの使用の権利を譲渡し、又は貸与しないこと。
- (4) タマにゃんを用いた商品等の使用、宣伝又は広告に際してタマにゃんの表記及び承諾番号を、当該商品等の包装、広告等に明示すること。

（承諾内容の変更等）

第10条 使用者は、第5条の規定による使用の承諾の内容について追加又は変更をしようとするときは、あらかじめ玉名市マスコット「タマにゃん」使用承諾内容変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、市長の承諾を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは玉名市マスコット「タマにゃん」使用変更承諾書（様式第5号）、不適当と認めるときは玉名市マスコット「タマにゃん」使用変更不承諾通知書（様式第6号）により使用者に通知するものとする。

（使用の承諾の取消し）

第11条 市長は、タマにゃんの使用の開始後において、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用者に対し、タマにゃんの使用の承諾を取り消し、使

用物件の回収等の措置を講ずるよう求めることができる。この場合において、使用者は、承諾の取消しの日からタマにゃんを使用することができないものとする。

- (1) 使用者がこの規則に違反したとき。
- (2) 使用者が第5条の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請により使用の承諾を得たと判明したとき。
- (4) 第6条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、タマにゃんを継続して使用することが不適當であると認められたとき。

2 市は、前項の規定による使用の承諾の取消しにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、必要に応じ使用者にタマにゃんの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第12条 第5条の規定による使用の承諾は、使用者がタマにゃんを自己の商標又は意匠とし、その他独占してタマにゃんを使用する権利を付与し、かつ、商品又は使用者等について市が推奨するものではない。

(経費等の負担)

第13条 市は、この規則に基づく申請等に要した費用並びにタマにゃんの使用に係る経費及び役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 市は、タマにゃんの使用を承諾したことに起因して使用者が受けた損失の補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、タマにゃんを使用した商品等の<sup>かし</sup>瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うものとする。

3 使用者は、タマにゃんの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(情報の公開)

第15条 市長は、広く利用促進を図るため、タマにゃんの使用の承諾の状況等について、情報を公開することができる。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、タマにゃんの使用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別図（第2条関係）



備考 色付きの場合には顔、手、足及び尻尾の色は黄色とする。服装の上は青色、下は群青色、蝶ネクタイは赤色とする。ただし、服装については着せ替え可能であるが、原則として左胸下にト音記号のマークを付けるものとする。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日			
玉名市マスコット「タマにゃん」使用申請書(販売する商品(食品以外))			
玉名市長 様			
申請者 (使用責任者)	氏名(団体の場合は、団体名及び代表者名) <span style="float: right;">㊟</span>		
	住所		
	TEL	E-MAIL	
玉名市マスコット「タマにゃん」の使用に関する規則第4条の規定により、次のとおり申請します。			
名称(商品名への「タマにゃん」の使用はできません。)			
申請する商品の種類	種類	合計点数(色違い・サイズ違いも1点で数える。)	合計 点
具体的な内容 (数量・サイズ・製造予定数・販売価格・販売先等を詳しく記載してください。)			
販売場所 (当てはまる番号に○を付けて販売場所を詳しく記載してください。)	1 熊本県内	2 県内及び県外	3 その他
使用期間(2年以内)	年 月 日から		年 月 日
マスコット名・承諾番号の記載場所			

添付書類

- (1) 会社概要その他申請者の事業内容が分かる資料
- (2) 完成見本その他タマにゃんの使用状況が分かる物

様式第1号の2(第4条関係)

年 月 日	
玉名市マスコット「タマにゃん」使用申請書(販売する食品)	
玉名市長 様	
申請者 (使用責任者)	氏名(団体の場合は、団体名及び代表者名) <span style="float: right;">㊟</span>
	住所
	TEL <span style="float: right;">E-MAIL</span>
玉名市マスコット「タマにゃん」の使用に関する規則第4条の規定により、次のとおり申請します。	
名称(商品名への「タマにゃん」の使用はできません。)	
添付書類の有無 (添付した全てのものに○)	営業許可証 業務開始報告書(店舗ごと) 製造先又は販売先一覧 なし (保健所の許可証等が必要ない食品の場合)
加工食品の製造場所(当てはまる番号に○を付けて製造場所を詳しく記載してください。)	1 熊本県内( ) 2 熊本県外( )
販売場所(当てはまる番号に○を付けて販売場所を詳しく記載してください。)	1 熊本県内                      2 県内及び県外                      3 その他
申請する商品の種類	種類   合計点数(色違い・サイズ違いも1点で数える。)   合計 点
具体的な内容 (販売価格・製造予定数等を詳しく記載してください。)	
使用期間(2年以内)	年 月 日から                      年 月 日
マスコット名・承諾番号の記載場所	

添付書類

- (1) 会社概要その他申請者の事業内容が分かる資料
- (2) 完成見本その他タマにゃんの使用状況が分かる物

様式第1号の3(第4条関係)

年 月 日	
玉名市マスコット「タマにゃん」使用申請書(商品以外)	
玉名市長 様	
申請者 (使用責任者)	氏名(団体の場合は、団体名及び代表者名) <span style="float: right;">印</span>
	住所
	TEL <span style="float: right;">E-MAIL</span>
玉名市マスコット「タマにゃん」の使用に関する規則第4条の規定により、次のとおり申請します。	
名 称	
使用区分  (数量・サイズ・製造予定数等を詳しく記載してください。)	1 印刷物(チラシ・新聞広告・パンフレット・名刺等)
	2 看板・店舗壁面・商品POP等
	3 WEB上の使用
	4 販促用の景品
	5 その他
具体的な内容  (配布数量・サイズ・配布場所・広告回数等を詳しく記載してください。)	
使用期間(2年以内)	年 月 日から 年 月 日
マスコット名・承諾番号の記載場所	

添付書類

- (1) 会社概要その他申請者の事業内容が分かる資料
- (2) 完成見本その他タマにゃんの使用状況が分かる物

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

申請者

様

玉名市長

印

### 玉名市マスコット「タマにゃん」使用承諾書

年 月 日付けで申請のありました玉名市マスコット「タマにゃん」の使用について、承諾します。

なお、使用に当たっては下記の点に留意してください。

#### 記

- 1 タマにゃんを用いた商品の使用に際して、承諾番号（「©2010玉名市タマにゃん」）を、その商品、包装等に明示してください。また、完成品（困難な場合は、写真等）を提出してください。
- 2 使用に関する権利を他人に譲渡し、又は貸与することはできません。
- 3 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が全責任を負うものとし、玉名市は一切の責任を負いません。
- 4 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- 5 申請書の記載内容に虚偽があった場合又は不正な使用等が認められた場合は、使用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- 6 使用者が、上記の警告に応じない場合は、承諾の取消しその他必要な措置を講ずる場合があります。
- 7 承諾が取り消された場合は、承諾の取消しの日から使用することができません。また、取消しにより使用者に生じた損害について、玉名市は一切の責任を負いません。
- 8 タマにゃんの適切な使用を図るため、使用の状況、使用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- 9 玉名市マスコット「タマにゃん」の使用に関する規則は、必要に応じて変更することがあります。



様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

申請者

様

玉名市長

印

玉名市マスコット「タマにゃん」使用不承諾通知書

年 月 日付けで申請のありました玉名市マスコット「タマにゃん」の  
使用については、下記の理由により承諾しないことといたしましたので通知しま  
す。

記

不承諾の理由

様式第4号(第10条関係)

年 月 日	
玉名市マスコット「タマにゃん」使用承諾内容変更申請書	
玉名市長 様	
申請者 (使用責任者)	氏名(団体の場合は、団体名及び代表者名) <span style="float: right;">㊟</span>
	住所
	TEL <span style="float: right;">E-MAIL</span>
年 月 日付け第 号で承諾を受けた玉名市マスコット「タマにゃん」の使用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。	
変更区分	変更内容(詳しく記載してください。)

添付書類

- (1) 完成見本その他変更する内容が分かる物
- (2) 当初の使用承諾書の写し
- (3) 変更に係る許可証等がある場合は、その写し

様式第5号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

申請者

様

玉名市長

印

### 玉名市マスコット「タマにゃん」使用変更承諾書

年 月 日付けで変更申請のありました玉名市マスコット「タマにゃん」の使用について、変更を承諾します。

なお、使用に当たっては下記の点に留意してください。

#### 記

- 1 タマにゃんを用いた商品の使用に際して、承諾番号（「©2010玉名市タマにゃん」）を、その商品、包装等に明示してください。また、完成品（困難な場合は、写真等）を提出してください。
- 2 使用に関する権利を他人に譲渡し、又は貸与することはできません。
- 3 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が全責任を負うものとし、玉名市は一切の責任を負いません。
- 4 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- 5 申請書の記載内容に虚偽があった場合又は不正な使用等が認められた場合は、使用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- 6 使用者が、上記の警告に応じない場合は、承諾の取消しその他必要な措置を講ずる場合があります。
- 7 承諾が取り消された場合は、承諾の取消しの日から使用することができません。また、取消しにより使用者に生じた損害について、玉名市は一切の責任を負いません。
- 8 タマにゃんの適切な使用を図るため、使用の状況、使用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- 9 玉名市マスコット「タマにゃん」の使用に関する規則は、必要に応じて変更することがあります。

様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

申請者

様

玉名市長

印

玉名市マスコット「タマにゃん」使用変更不承諾通知書

年 月 日付けで変更申請のありました玉名市マスコット「タマにゃん」の使用については、下記の理由により承諾しないことといたしましたので通知します。

記

不承諾の理由

様式第1号（第4条関係）

様式第1号の2（第4条関係）

様式第1号の3（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第10条関係）

様式第5号（第10条関係）

様式第6号（第10条関係）